

＜自由金利型定期預金＞商品概要説明書（１）

青木信用金庫

平成 24 年 8 月 1 日現在

1. 商 品 名	自由金利型定期預金
(愛 称)	(大口定期預金)
2. 販 売 対 象	どなたでもご利用できます。(法人および個人の方)
3. 期 間	・ 定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・ 満期日指定方式 1 か月超 5 年未満
4. 預 入	
預入方法	一括お預け入れとなります。
預入金額	1,000 万円以上
預入単位	1 円単位
5. 払 戻 方 法	満期日以後に一括して払い戻しします。
6. 利 息	
適用利率	・ 固定金利 預入日の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
利払方法	・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 預入期間 2 年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。
計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算
7. 税 金	・ 個人の方のお利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。 ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手 数 料	————
9. 付 加 で き る 特約事項	・ 総合口座のお取扱い 個人の方の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができ、最高 200 万円まで自動融資がご利用いただけます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率)

＜自由金利型定期預金＞商品概要説明書（２）

青木信用金庫

平成２４年８月１日現在

10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 1. 預入日から１か月未満に解約の場合 下記A、B、Cのいずれか最も低い利率 （Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。） 2. 預入日から１か月以降に解約の場合 下記B、Cのいずれか低い利率 （Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。） A：解約日における普通預金利率 B：約定利率－約定利率×30% C：約定利率－$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ※基準利率とは、解約日にこの預金の元金をこの預金の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合を含みます。）は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・自動継続扱いは次の２つからお選びいただけます。 元加式……満期日にお利息を元金に加えて継続します。 利払式……満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけを継続します。 ・この預金は「自由金利型定期預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
14. 預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）